

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった不開示部分をすべて開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年3月31日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良公園における喫煙・受動喫煙対策について県民等（請求人を除く）からの意見・県の回答に係る文書 シェフェスタ in 奈良（2019年）において奈良公園内に喫煙所が設置される経緯が分かる文書 浮見堂のボヤ騒ぎ（2019年5月8日）の調査報告に係る文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年5月29日、実施機関は、本件開示請求のうち、「奈良公園における喫煙・受動喫煙対策について県民等（請求人を除く）からの意見・県の回答に係る文書」に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 広報広聴課長から疾病対策課長宛てに発出した平成30年9月11日付け広号外「県民等からの意見」に係る平成30年9月11日付け供覧文書
- イ 令和元年6月28日付け起案「奈良公園内及び奈良県が管理する施設の屋外喫煙施設撤去の要望に対する回答について」

（2）開示しない部分

- ア 個人（奈良県職員を除く。）の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス及び心身の状況が分かる記述
- イ 奈良県職員のメールアドレス

（3）開示しない理由

- ア（2）のア
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- イ（2）のイ
条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当

該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和2年8月31日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、個人の心身の状況が分かる記述（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める旨の審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は審査請求の対象とはなっていない。

4 諮問

令和2年10月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分のうち個人の心身の状況が分かる記述を開示しないと決定した部分を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

「受動喫煙症」は、奈良県知事が令和2年5月29日付け奈公第58号で行った行政文書一部開示決定処分により開示された情報であり、個人に関する情報であっても、特定の個人を識別することができるとはいえないため、条例第7条第2号に該当しない。

(2) 反論書

「条例第7条第2号該当性」への反論

実施機関は、「本件不開示情報を開示した場合、本件投稿者の近親者等であれば、本件決定において既に開示している内容と照合することにより、特定の個人を識別することができる。」と弁明するが、失当である。本件不開示情報を開示せずとも、本件投稿者の近親者等でなくとも、本件決定等において既に開示している内容やインターネット上の（会員登録の手続きなしで）検索可能な公開情報と照合することにより、本件投稿者を特定することができる。

奈良県知事が令和2年5月29日付け奈公第58号で行った行政文書一部開示決定処分により開示された奈良公園室のお問い合わせフォームに投稿されたお問合せ等の内容に「なお、この問い合わせとご回答は、公共の福祉と情報共有に資するため、ブログ・SNS等で公開することがあります。」と記載されることから分かることとして、本件投稿者はブログを開設し、SNSを利用している。そこで、お問合せ等の内容に記載される「特定施設」、「トイレ」、「灰皿」の3つをキーワードとして選び、これらをクエリとしてインターネット上の公開情報を検索すると、

本件投稿者が開設する〇〇ブログ「〇〇」やツイッターアカウントに辿り付くことができる。このブログやツイッターアカウントへの投稿をさらに調べることにより、以下のことが分かる。

本件投稿者は2018年9月14日、自身の〇〇において、「特定施設西側の公衆トイレには底の下に灰皿があり、出入りの際の受動喫煙だけでなく、周辺にも環境タバコ煙拡散。特定施設に2度撤去の要望をしたものの、梨の礫。奈良公園室は責任は特定施設にあるとし、奈良県は指導できる担当課がないと回答。特定施設に意見の通知だけはしてくれた模様。」と投稿した。また、2019年2月10日には、「昨年7月にトイレ前の灰皿の件で奈良公園室に要望した際に、「該当のトイレ及び灰皿につきましては特定施設管理地に所在し、特定施設が管理しております。」と、回答がありました。その後、奈良県からも「特定施設の公衆トイレに設置の灰皿を撤去するよう指導できる担当課は奈良県にはございません」と投稿した。

本件投稿者は2019年6月4日、自身の開設する〇〇ブログにおいて、「もしかしたら公衆トイレが特定施設の管理ではないのかもしれない…。そんな不安がよぎり、2018年7月、奈良公園室に公衆トイレの管理者を問い合わせました。やはり管理者は特定施設だとわかり、特定施設に再度要望書を送りましたが、梨の礫9月、奈良県に、公衆トイレ前の灰皿で受動喫煙が生じているため県から特定施設に対して何らかの要請はできないかを問い合わせました。奈良県からは「灰皿を撤去するよう指導できる担当課は奈良県にはございません。（中略）いただきましたご意見を、意見者様の個人情報削除のうえ特定施設に通知させていただいております」との回答がありました。」との記述を含む記事を投稿した。

上に示したように本件投稿者のブログやツイッターからは、同人が奈良公園室や県に要望や問い合わせを2度し、特定施設にも2度撤去を要望したこと等が分かる。これらの情報は、奈良公園室のお問い合わせフォームに投稿されたお問合せ等の内容記録される問い合わせ内容や県による回答案また本件行政文書に記録される県民等からの意見及び疾病対策課の職員による書き込み（「この件について、当課は現在。特定の施設・個人について取り締まり等を行う権限がない旨、伝えていきます。」）等と、時期も含めて内容が一致する。これらの他にも、小学生の写生が近くで行われていたなど一致する記述は多い。

本件投稿者は2019年11月18日、自身の開設する〇〇ブログにおいて、自身の体験を第〇回〇〇総会で口演発表したことを紹介する記事を投稿した。この投稿には、「これまで、特定施設西側の公衆トイレには灰皿が置かれていて早朝や夜間を除いては、いつも大勢の人がタバコを吸っており整列している生徒や、写生会で絵を描いている生徒たちが環境タバコ煙に曝されている光景を見るたびに、心を痛めてきました。関係各所に働きかけたものの、また、ご縁というのはありがたいもので特定施設の行事の折に、〇〇様とお話しする機会を得たのです。この時は、灰皿のことが喉元まで出かかりましたがぐっと堪えて共通の知人の話題だけにとどめ後日、改めてお手紙で灰皿撤去のお願いをしたのでした。」との記述があり、これは本件行政文書に記録される情報と一致する。第〇回〇〇総会のウェブサイトで開催されているプログラム・抄録集には、発表者の氏名、所属、演題及び抄録が収録されており、これらは上記〇〇ブログにおいて、自身の体験を第〇回〇〇総会で口演発表したことを紹介する記事に記載される内容と一致する。発表者は自身の体験を口演発表したことからすると、発表者が本件投稿者であると特定できる。

以上のことからすると、実施機関の弁明が暗に前提とする、本件行政文書の開示

部分の記述が、特定の個人を識別することができるものではないとの主張は成立しない、したがって、実施機関の弁明は、その前提を欠く。もし、特定の個人を識別することができるものを不開示とするのであれば、本件行政文書はその大部分が不開示とされなければならない。他方、条例第7条第2号はただし書アにおいて「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は不開示部分から除かれるとしている。

本件投稿者が自身のブログ及びツイッターで自己を「受動喫煙症」と紹介していることからすると、「受動喫煙症」、「公にされ」た情報であるため、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当しない。したがって、奈良県知事が令和2年5月29日付け奈公第58条で行った行政文書一部開示決定処分により「受動喫煙症」が開示されたように、本件行政文書においても「受動喫煙症」は開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和元年7月1日より多くの人々が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙とするよう義務づけられた。実施機関では、これまでも受動喫煙対策に取り組んでおり、法改正に向けて、さらなる対策を進めてきた。

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、奈良公園における喫煙・受動喫煙対策について県民等（請求人を除く）からの意見に係る供覧文書及び回答に係る起案文書を特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関では、県民等からの問い合わせや意見等に的確に対応し、県の施策や事業の推進に活用するため、知事公室広報広聴課において、県民等からの相談、照会・依頼・通知、意見・要望、苦情等（以下「意見等」という。）を電子メールで受け付ける「県政の窓」を設けている。本件不開示情報は、県政の窓に寄せられた意見等に含まれている投稿者の心身の状況が分かる記述である。実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号のいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に

係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。

この点、審査請求人は、審査請求書において、本件不開示情報が記載された意見を投稿した者（以下「本件投稿者」という。）が受動喫煙症であると想定した上で、「個人に関する情報であっても特定の個人を識別することができるとはいえない」と主張しているが、本件不開示情報を開示した場合、本件投稿者の近親者等であれば、本件決定において既に開示している内容と照合することにより、特定の個人を識別することができる。県政の窓に寄せられた意見等の一部については、意見等の投稿者が識別できる部分を除いて県のホームページに掲載されているが、本件不開示情報が含まれている意見はホームページに掲載されておらず、本件不開示情報を公にする法令等の規定及び慣行はないことから、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、心身の状況が分かる記述は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が妥当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

健康増進法の一部改正に伴い、令和元年7月1日から学校・医療機関等の子ども・患者等が利用する施設（第一種施設）の原則敷地内禁煙化が義務づけられた。第一種施設には地方自治体の庁舎も含まれることから、実施機関では、庁舎付近における受動喫煙対策が進められてきた。

本件行政文書は、奈良公園における喫煙・受動喫煙対策について、審査請求人を除いた県民等からの意見に係る供覧文書及び回答に係る起案文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件決定において不開示とされている心身の状況が分かる記述は、特定施設西側公衆トイレに設置された灰皿に関する投稿意見（以下「本件意見」という。）に記載された投稿者（以下「本件意見投稿者」という。）の身体的症状に関する記述（以下「本件記述」という。）であることが認められた。

実施機関は、本件不開示情報について、開示することで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

実施機関は、本件不開示情報を開示することにより、個人を識別することができる理由について、本件意見には、本件意見投稿者が特定施設に対し当該灰皿の撤去を求める要望書（以下「本件要望書」という。）を送付したことが記載されており、特定施設の職員であれば本件要望書の記載内容と本件意見の内容とを照合することにより、特定の個人を識別することができ、特定施設に対し本件要望書を送付した者が、実施機関に対し意見を投稿した事実や本件要望書を提出した者が身体的症状を有している事実が新たに明らかとなるおそれがある旨説明している。

この点について、当審査会が本件意見を見分したところ、本件意見投稿者が本件要望書を提出したことは記載されていたが、要望書の具体的な記載内容までは記載されていないことが認められた。

本件意見に本件要望書の記載内容が記載されておらず、本件要望書の記載内容が不明である以上、本件意見と本件要望書を照合することで特定の個人を識別できるおそれがあるとする実施機関の説明は憶測に過ぎず、抽象的な可能性を述べるものに過ぎない。

したがって、本件不開示情報を開示することによって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとする実施機関の主張は認められない。

以上のことから、本件不開示情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当しない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和 2年10月28日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
令和 2年11月27日	・ 審査請求人から反論書が提出された。
令和 3年 1月29日 (第249回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 2月26日 (第250回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 3月24日 (第251回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3年 4月23日 (第252回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3年 8月12日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	